

平成22年度 石川県NPO運営能力向上支援事業補助金交付要領

1. 補助金の趣旨

県内の市民活動団体、ボランティア団体又はNPO法人（以下「NPO」といいます。）が円滑かつ効果的に活動を推進していくためには、会計・税務の適正な処理など、運営に関する専門的な知識が必要です。

アドバイザーからのNPO運営に関する専門的な実地指導に助成し、NPOの運営能力向上や課題解決を図ります。

2. 対象となる事業

NPOの運営能力向上や課題解決を目的として行われるアドバイザーからの専門的な実地指導

3 申請資格

県内に主たる事務所を有するNPO（法人格の有無を問いません。）とします。

ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする活動を行う団体、特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする活動を行う団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体は除きます。

4. 補助対象経費

対象となる事業にかかる経費のうち、アドバイザーの謝金及び交通費とします。

5. 補助算定基準

補助対象経費の上限額を算定する「補助算定基準」は、下表のとおりとします。

費目	種別・基準金額	
謝金	公認会計士、税理士等（相当者を含む）	10,000円／時間
	大学教授（相当者を含む）	6,200円／時間
	大学准教授（相当者を含む）	5,100円／時間
	上記以外の講師（相当者を含む）	3,200円／時間
交通費	石川県職員等の旅費に関する条例・規則により算定される交通費	

※ 実地指導時間数の制限はありません。

6. 補助金額及び実施時期

(1) 補助金額 補助対象経費もしくは補助算定基準で算定した金額のうち、いずれか少ない金額の2／3以内（上限2万円）

- (2) 実施時期 原則として交付申請書に記載された実施日（平成23年3月31日（木）までに事業を実施するものであること。）

7. 申請時期等

(1) 申請時期

平成23年3月31日（木）までに事業実施が可能な時期（申請から交付決定までに時間を要するため、事業実施のおおむね2週間前までに申請すること。ただし、予算がなくなり次第、申請受付を終了します。）

(2) 申請方法

以下の書類を持参又は郵送により提出すること。

- ① 交付申請書（別記様式第1号）
- ② 補助事業計画書（別記様式第2号）
- ③ 補助事業収支予算書（別記様式第3号）
- ④ 定款等の会則（A4判 書式は自由）
- ⑤ その他（パンフレット・会報等の団体資料があれば添付）

また、申請にあたっては、担当者と事前相談を行うこと。

(3) 申請場所

石川県NPO活動支援センター（担当：長谷川）

〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎4階

8. 補助金の交付

同一事業年度内においては、1団体1回限りとします。

補助金は、補助事業終了後の実績報告を受けて精算払とします。

9. 実績報告等

補助事業終了後、速やかに以下の書類を提出すること。

- (1) 実績報告書（別記様式第4号）
- (2) 補助事業結果概要（別記様式第5号）
- (3) 補助事業収支精算書（別記様式第6号）
- (4) 補助事業の支出がわかる領収書等の写し

10. 補助金の請求

補助金の請求は、精算払請求書（別記様式第7号）により行います。

（事務担当）

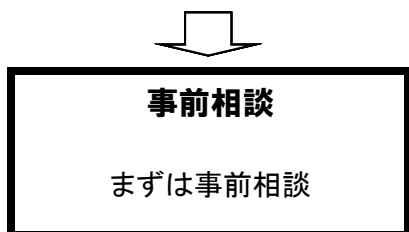
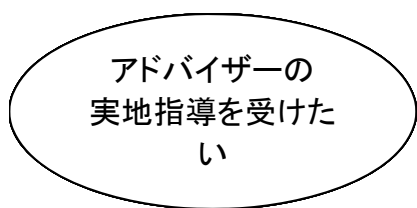
〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番1号

石川県広坂庁舎4階

石川県NPO活動支援センター（長谷川）

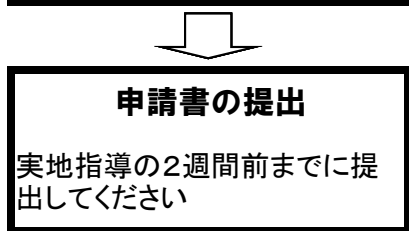
TEL 076-223-9558 / FAX 076-223-9559

石川県NPO運営能力向上支援事業（アドバイザー実地指導への助成）の流れ



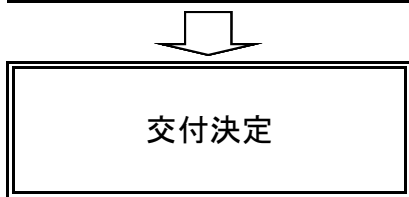
実地指導を受けたい内容の相談(NPO→県)

相談窓口: 石川県NPO活動支援センター
(076-223-9558)

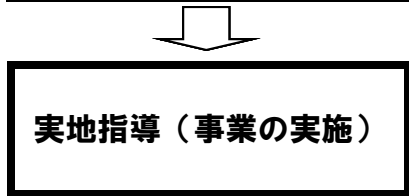


補助金交付申請書(別記様式第1号)等の提出(NPO→県)

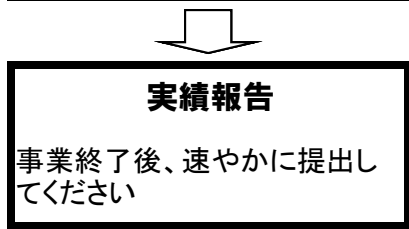
提出場所: 石川県NPO活動支援センター



交付決定の通知(県→NPO)



事業計画書に沿った事業の実施(NPO)

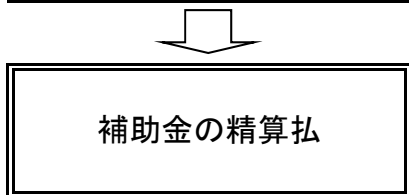


実績報告書(別記様式第4号)等の提出(NPO→県)

補助金額の確定通知(県→NPO)



精算払請求書(別記様式第7号)の提出(NPO→県)



補助金の支払(県→NPO)